

舞鶴市まちづくりビジョン策定業務委託における公募型プロポーザル実施要領

1. 適用範囲

この要領は、公募型プロポーザル方式により、「舞鶴市まちづくりビジョン策定業務委託」(以下「本業務」という。)の受託候補者を選定する手続きについて、必要な事項を定める。

2. 業務の概要

本業務は、JR東舞鶴駅周辺の「東地区まちづくりビジョン」の策定及び舞鶴都市計画区域における「舞鶴市都市計画マスタープラン」の改定を目的とする。

「東地区まちづくりビジョン」の策定では、JR東舞鶴駅周辺エリアにおいて、3D都市モデルを活用したまちづくりシミュレーションを実施の上、ワークショップ等を経てエリアの将来ビジョンを策定するものである。

また、「舞鶴市都市計画マスタープラン」の改定では、現行の都市計画マスタープラン(平成30年改定)で定めた”コンパクトシティ+ネットワーク”の方針を継承する中で、現状の都市構造上の課題を整理し、各地域のまちづくり方針の具体化等を検討する。さらに、舞鶴市の都市構造上の課題や目指す都市像を3D都市モデル上に表現し、市民に分かりやすい都市計画マスタープランのプロモーションを実施する。

(1) 業務名

舞鶴市まちづくりビジョン策定業務委託

(2) 業務内容・業務期間

別添「舞鶴市まちづくりビジョン策定業務委託仕様書」(以下「仕様書」という)のとおりとする。

(3) 提案限度額金

20,000,000円(消費税込み)

(4) 対象範囲

舞鶴都市計画区域

(5) その他

本業務において、3D都市モデルの整備・活用に関する業務以外については、再委託を認めない。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要である。

(1) 技術提案書の提出者

1) 単独企業として参加する場合

次に掲げる要件を全て満たしていることとする。

- a. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- b. 舞鶴市入札参加停止に関する要綱(平成30年3月1日制定)の規定による競争参加資格の停止の期間中でない者であること。また、これと同様の措置を各自治体で受けていないものであること。

- c. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- d. 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- e. 舞鶴市契約に関する暴力団等排除措置要綱（平成25年1月1日制定）の規定による入札参加等除外措置の期間中でない者であること。また、これと同様の措置を各自治体で受けていないものであること。
- f. 国税（法人の場合は法人税並びに消費税及び地方消費税）及び地方税（本市）において滞納のないこと。
- g. 公告日までに完了した同種業務（地方公共団体が発注する都市計画マスタープランの策定（改定）、もしくはまちづくりに関する計画策定の業務）の実績を有していること。また、共同企業体の構成員としての実績も可とする。

2) 共同企業体として参加する場合

- a. 共同企業体を組織して本プロポーザルに参加しようとする場合は、個々の構成員が上記の単体企業として参加する場合の参加要件のa～fを満たしていることを条件とする。
- b. 共同企業体の代表者は、単体企業として参加する場合の参加要件のgを満たしていること。
- c. 共同企業体として参加する場合は、参加表明書の提出までに共同企業体を組織し、共同企業体の設置に関する協定書（任意様式）を参加表明書の提出時に添付すること。
- d. 構成員の中から共同企業体の代表企業を定めることとし、個々の構成員（代表企業を含む。以下同じ。）は、本事業に係る単独企業として、又は別の共同企業体の構成員として応募することはできない。

(2) 配置予定技術者

1) 技術者の配置

配置予定技術者については、照査技術者、管理技術者、担当技術者を配置することとし、各技術者は提案者（共同企業体の場合は構成員）と正規雇用関係にあること。なお、照査技術者、管理技術者、担当技術者は各々兼任できないものとする。また、配置予定技術者は、原則として変更できないものとする。

共同企業体の場合、管理技術者は代表者から配置すること。照査技術者及び担当技術者についてはどの構成員から配置しても構わない。

2) 資格要件

照査技術者、管理技術者、担当技術者は次のいずれかの資格を有する者とする。

- a. 照査技術者
 - (ア) 技術士（（建設部門：都市計画及び地方計画）又は（総合技術監理部門：建設－都市及び地方計画））
 - (イ) R C C M（都市計画及び地方計画部門に限る。）
- b. 管理技術者
 - (ア) 技術士（（建設部門：都市計画及び地方計画）又は（総合技術監理部門：建設－都市及び地方計画））
 - (イ) R C C M（都市計画及び地方計画部門に限る。）
- c. 担当技術者
 - (ア) 技術士（（建設部門：都市計画及び地方計画）又は（総合技術監理部門：建設－都市及び地方計画））

(イ) R C C M (都市計画及び地方計画部門に限る。)

3) 業務実績

管理技術者は、同種業務（地方公共団体が発注する都市計画マスタープランの策定（改定）、もしくはまちづくりに関する計画策定の業務）の実績（履行中を含む）を有し、本業務に精通した十分な技術能力と経験を有する者とする。

4. スケジュール

プロポーザル実施の公告・参加申込書及び企画提案書受付開始	令和8年4月3日（金）
質問書の提出期限	令和8年4月 8日（水）正午（必着）
質問に対する回答	令和8年4月13日（月） （舞鶴市ホームページに掲載するとともに、メールにて回答する）
参加申込書類の提出期限	令和8年4月15日（水）正午（必着）
参加資格確認通知	令和8年4月17日（金）午後5時までに通知
企画提案書類の提出期限	令和8年5月 1日（金）正午（必着）
評価委員会の実施日	令和8年5月13日（水）午後1時30分～
審査結果の通知日	令和8年5月18日（月）

5. 提出書類

(1) 参加申込書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び舞鶴市契約規則等の本業務に関する規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出すること。

提出書類	様式等
参加申込書	様式1（参加申込書）
技術資料	様式2（事業者概要書） ただし、舞鶴市一般競争入札（指名競争）入札資格参加登録済の事業者については下記a～eの書類は提出不要とする。 ※ 参加者が共同企業体の場合は、構成者ごとに提出すること。 a. 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写し可） b. 申請者が公益法人等の場合は、定款又は寄付行為、規約その他これらに類するもの（写し可） c. 法人格のない団体にあつては、代表者の身分証明書（写し可）

	<p>※ 上位書類のうち、公的機関が発行するものについては、申請日前3ヶ月以内に交付されたものとする。</p> <p>d. 市税の滞納のない旨の証明書（未納の税額がないことの証明書）（写し可）</p> <p>※ 提出日前3ヶ月以内に市町村の窓口で発行されたもの</p> <p>e. 消費税及び地方消費税の納税証明書（未納の税額がないことの証明書）（写し可）</p> <p>※ 提出日前3ヶ月以内に税務署で発行されたもの（書式その3、その3の2、その3の3いずれも可）</p>
	<p>様式3（企業の実績等）</p> <p>a. 3-(1)-1-gに記載の業務実績について記載すること</p> <p>b. 3D都市モデルを活用した都市計画、まちづくりに関する業務実績について記載すること。</p> <p>※ 実績として記載した業務のテクリスの登録資料を添付すること。</p> <p>※ テクリスの登録が無い場合は、契約書及び業務内容が分かる概要資料を添付すること。</p> <p>※ 共同企業体として参加する場合、参加資格として求める業務実績は代表者の業務実績でなければならない。</p> <p>※ 共同企業体として参加する場合、3D都市モデルを活用した業務実績は、代表者、構成員のどちらでも構わない。</p>
	<p>様式4（業務実施体制表）</p> <p>a. 業務実施体制として配置予定技術者を記載すること</p> <p>※ 共同企業体の場合は、「所属・役職」欄に各技術者の所属企業名も記載すること。</p> <p>b. 再委託及び技術協力について記載すること。</p> <p>※ 3D都市モデルの活用に関する業務について、他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合に記載すること。</p>
	<p>様式5（配置予定技術者の経歴等）</p> <p>配置予定照査技術者、配置予定管理技術者、配置予定担当技術者について、下記の項目を記載すること。</p> <p>a. 氏名、テクリス技術者ID、生年月日</p> <p>b. 所属・役職</p> <p>c. 保有資格</p> <p>d. 同種業務の実績</p> <p>e. 当該地域の業務実績</p> <p>※ 共同企業体の場合は、「所属・役職」欄に各技術者の所属企業名も記載すること。</p> <p>※ 実績として記載した業務のテクリスの登録資料を添付すること。</p> <p>※ 保有する資格の資格（合格）証等の写しを添付すること。</p> <p>※ テクリスに登録のない技術者は技術者IDの記載は不要である。</p>
	<p>様式6（宣誓書）</p> <p>応募資格の要件を全て満たす旨の宣誓書を添付すること。</p>
<p>その他</p>	<p>・パンフレット等</p>

	・共同企業体の設置に関する協定書
--	------------------

(2) 企画提案書類

提出書類	様式等
企画提案書	様式7（企画提案書） <ol style="list-style-type: none"> a. 業務の実実施計画、業務フロー・工程計画、実施体制を1枚に記載すること。 b. 各評価テーマおよび企画提案はそれぞれ1枚に記載すること。 ※ 審査は匿名で行うため、技術提案書の内容に参加者が特定できる名称・記号・商標等を記載しないこと。 ※ 実施体制においては、様式8（業務実施体制表）で記載した分担業務、再委託等について、1)業務の実実施方針を踏まえ、具体的な実施体制を記載すること。なお、業務を補助する技術者を追加してもかまわない。
見積内訳書	様式8（見積内訳書）

(3) 技術提案書の記載内容

技術提案書には、次の内容を記載し提出すること。

- 1) 業務の実実施方針 (業務の目的、内容、適用基準、品質確保)
- 2) 実施フロー、工程計画
- 3) 実施体制
- 4) 評価テーマに関する技術提案

a. 提案を求めるテーマ

テーマ1	都市計画マスタープラン改定における3D都市モデルを活用したプロモーション
テーマ2	まちづくりビジョンにおける核となる施設の機能検討
テーマ3	まちづくりビジョン策定におけるステークホルダーとのワークショップでの工夫

b. 評価テーマに関する技術提案として求める内容

テーマ1	都市計画マスタープランの検討においては、現状の都市構造の課題を把握し、その上で目指す都市像を明確にし、市民と共有する必要がある。そこで、現状の都市構造の課題（各種統計データや都市計画基礎調査を組み合わせる）から目指す都市像までを3D都市モデル上で表現し、物語調に展開することにより、都市計画マスタープランのプロモーションを行う。その具体案について提案を求める。
テーマ2	まちづくりビジョン策定においては、検討エリア内において、国立舞鶴工業高等専門学校を核とする拠点施設の立地を検討している。その施設の機能について実現可能性を含め検討する必要がある。その検討方法について提案を求める。

テーマ3	まちづくりビジョン策定においては、エリア内外のステークホルダーとの合意形成が重要であり、ワークショップ等のプロセスが必要である。そのワークショップの形式や工夫に関して提案を求める。
------	--

5) 企画提案

評価テーマ以外の内容で、本業務目的を達成するために有効な業務手法について提案すること。

6. 提出方法

	参加申込書	企画提案書類
(1) 提出期限	令和8年4月15日(水) 正午まで(必着)	令和8年5月1日(金) 正午まで(必着)
(2) 提出場所	〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地 舞鶴市建設部都市計画課(別館3階) 電話 0773-66-1048 FAX 0773-62-9894 E-mail tokei@city.maizuru.lg.jp	
(3) 提出方法	持参又は郵送(書留郵便に限る)	
(4) 提出部数	2部(正本1部、副本1部)	8部(正本1部、副本7部)
(5) 提出様式	様式に定めのあるものについては、舞鶴市ホームページからダウンロードして入手すること。	

7. 業務内容等に関する質問

(1) 質問期限

令和8年4月8日(水) 正午

(2) 質問方法

所定の質問書(様式9)により、電子メールにて受け付ける

(3) 回答日時

令和8年4月13日(月)

(4) 回答方法

舞鶴市ホームページに掲載するとともに、メールにて回答する

(5) 留意事項

質問書を提出した場合は、送信後に舞鶴市都市計画課(0773-66-1048)へ送信確認の電話を入れること

[提出にかかる留意事項]

- ・応募1事業者につき申請は1件とする。

- ・提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
- ・提出された書類の内容変更はできないものとする。
- ・参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- ・提出方法は、持参又は郵送とし、郵送の場合は提出期限必着とする。

8. 選定方法等

(1) 選定方法

提出された書類について、舞鶴市まちづくりビジョン策定業務委託プロポーザル評価委員会（以下、「評価委員会」という。）が、次項（2）の評価基準に基づき審査し、当該業務の履行に最も適した契約の相手方の候補者（以下、「特定者」という。）を特定する。

(2) 評価基準

審査項目	評価の着眼点		評価基準	配点
企業評価	会社の業務実績		3D都市モデル(※)を活用した都市計画や、まちづくりに関する業務実績がある場合に評価する。	10
技術者評価	技術者資格	照査技術者	下記の順位で評価する。 ①技術士（（建設部門：都市計画及び地方計画）又は（総合技術監理部門：建設－都市及び地方計画））を有する。 ②RCCM（都市計画及び地方計画部門に限る。）を有する。	5
		管理技術者	同上	5
		担当技術者	同上	5
	業務実績	照査技術者	同種業務（地方公共団体が発注する都市計画マスタープランの策定（改定）、もしくはまちづくりに関する計画策定の業務）の実績（履行中を含む）を有している場合に評価する。	5
		担当技術者	同上	5
	地域精通度	照査技術者	下記の順位で評価する。 ①舞鶴市内におけるまちづくり関連計画策定業務及び検討業務の実績がある。 ②京都府内におけるまちづくり関連計画策定業務及び検討業務の実績が	5

		ある。	
	管理技術者	同上	5
	担当技術者	同上	5
業務の実 施方針、 実施フ ロー、工 程表など	業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が 高い場合に優位に評価する。	15
	実施手順 工程計画	業務実施フローおよび工程計画の妥 当性が高い場合に優位に評価する。	15
	実施体制	提案内容に見合った人員配置がなさ れている場合に優位に評価する。	15
評価テーマ に対する提 案	テーマ1	テーマについて、業務の課題・留意 点等を十分に理解し、的確かつ現実 性が高い提案となっている場合に優 位に評価する。	20
	テーマ2	同上	20
	テーマ3	同上	20
企画提案	業務手法	評価テーマ以外に関する技術提案で あり、業務の課題・留意点等を十分 に理解し、的確かつ現実性が高い提 案となっている場合に優位に評価す る。	20
ヒアリ ング	コミュニケーショ ン力	質問に対し、的確な回答を行ってい るか。	15
価格評価	参考見積価格	10点×最低提案価格/事業 者提案価格 ※小数点以下四捨五入	10
合計			200

※3D都市モデルとは、国土交通省が進める「Project PLATEAU」の規格に基づき作成された、建物・道路などの3Dモデルのことである。

※共同企業体の場合、担当技術者の評価は主担当技術者のみ対象とする。

(3) 評価委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施

企画提案書の内容について、評価委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）を

実施する。参加者は企画提案に係るプレゼンテーション（Webにて実施）を行っていただきます。

- a. 日程：令和8年5月13日（水）午後1時30分～
- b. 場所：舞鶴市内
- c. 出席者：3名以内
（主たる説明は本業務の配置予定技術者が行うものとする）
- d. 実施時間：30分（提案説明15分以内、質疑応答15分程度）
- e. 説明資料：提案された企画提案書により説明することとし、追加資料の提出は一切受け付けない。
- f. 評価委員会の詳細は別途文書で通知する。なお、応募者が1社の場合でも、優れていると認められた場合は特定者として選定する。
- g. 応募が多数の場合は、評価委員会委員長の一任のもと、書類選考の評価基準は前述のとおりとする。
- h. 選定結果は、審査対象者全員に文書で通知する。

（4）特定者の選定及び結果通知

- a. 失格者を除いたもののうち、（2）の総合点が最も高い者を、契約の相手方候補者として選定する。
- b. 最高点の者が複数の場合は、金額の最も安価な者を契約の相手方候補者として選定する。
- c. 以上に関わらず、総合点が120点未満の場合は、候補者として選定しない。

（5）失格要件

以下の場合には、評価委員会において審査の上、失格とする

- a. 企画提案書類に虚偽の記載・申告がある場合
- b. 企画提案書類に記載された配置予定職員・技術者が、担当できないことが明らかになった場合
- c. 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- d. その他、評価委員会において不相当と認められた場合
- e. 3. 参加資格に掲げる参加資格を満たさないことが判明した者が提出した企画提案書類は、無効（評価対象外）とする。

9. その他

- a. 応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。
- b. 提出された企画提案書等は返却しない。
- c. 提出された書類等は必要に応じて複写することがある。なお、使用は市役所内及び評価委員会での使用に限る。
- d. 提出された書類等は情報公開の請求により、舞鶴市情報公開条例に基づき開示することがある。
- e. 審査の結果によっては、特定者を特定せず本手続きを終了する場合がある。

【問い合わせ先】

〒625-8555

京都府舞鶴市字北吸 1044

舞鶴市役所 建設部 都市計画課 担当：上田

電話番号:0773-66-1048

FAX 番号:0773-62-9894

メールアドレス:tokei@city.maizuru.lg.jp